

審査結果報告書

高議第 118 号
令和 6 (2024) 年 12 月 3 日

高根沢町議会議員 神林 秀治 様

高根沢町議会議員政治倫理審査会
会 長 森 弘 子

令和 6 年 9 月 13 日付けで審査請求があったことについて、高根沢町議会議員政治倫理条例第 8 条第 1 項の規定の基づき、次のとおり報告します。

1 審査内容

(1) 審査対象議員

横須賀忠利議員

(2) 違反の疑いがあると思われる政治倫理基準の規定

第 4 条第 1 項第 1 号「町民全体の代表として、その職務に関して、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」

(3) 政治倫理基準に違反する疑いの内容

横須賀忠利議員が、鬼怒川東部土地改良区職員から精神的苦痛を受けたとして損害賠償請求の訴訟を起こされ、高等裁判所で慰謝料としての損害賠償金の支払いが確定する発言や街宣活動を行ったこと。

2 審査結果

高根沢町議会議員政治倫理条例第 4 条第 1 項第 1 号の政治倫理基準に違反しているものと判断する。

(1) 審査会の意見

鬼怒川東部土地改良区の職員4名が横須賀忠利議員の発言や街宣活動によってその人格権を侵害され、精神的苦痛を受けたとして損害賠償を求めた訴訟の東京高等裁判所の控訴審判決（令和6年3月14日言渡）によると、横須賀忠利議員が土地改良職員に行った発言の中には、職員に危害を加える内容や、犯罪者扱いする内容のものもあり、それらは職員らを畏怖させ、人格権を侵害し、社会的相当性を逸脱しているものと認めている。また、土地改良事務所に街宣車を横付けし、童謡や軍歌を爆音で流し、街宣車のマイクで拡声した街宣活動の中にも、職員らを畏怖させ、表現の自由の観点を考慮しても社会的相当性を逸脱していると認めているものがある。

こうした横須賀忠利議員の土地改良職員に対する言動等は、町民の暮らしを守るために奔走すべき議員の行動として断じて許容されるものではなく、高根沢町議会議員政治倫理条例第4条第1項に規定する政治倫理基準に違反していると判断せざるを得ない。

また、審査会で審査をするための資料として、横須賀忠利議員に高等裁判所の判決記録の提出を求めたが、裁判所から写しの交付を受けられる立場でありながら提出しなかったこと、横須賀忠利議員から事実確認を行うために開催した第3回の審査会では、「民事事件だから政治倫理審査会の対象ではない」、「そのようなことも分からない審査会では話ができないので帰る」と発言するなど、審査会委員の質問に対し真摯に応えようとする姿勢がみられなかったことは、高根沢町議会議員政治倫理条例第4条第2項の「議員は、政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれた場合には、率先してその疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない。」にも抵触すると思われる。

さらに、第3回審査会で「度を越えたことをやられれば、度を越えたことをやりますから」と審査会委員に対して制裁を加えるかのような発言があったことや、後日、そこに出席していた委員の自宅に配達記録付き郵便で「情報公開質問状」を送り付ける行為は、高根沢町議会議員政治倫理条例の目的を理解しているとは言い難く、議員の資質に欠けるものである。

これらのことから、審査会委員全員で、議員辞職勧告が相当であると、意見の一致を見た。

(2) 審査会が必要と認める措置

議員辞職勧告

(3) 審査の経過

◆ 審査会の設置

議長は、令和6年9月17日付で次の6人を委員として任命した。

野中昭一議員、森弘子議員、齋藤武男議員、澤畑宏之議員、
野口昌宏議員、菅谷英夫議員

◆ 第1回審査会 令和6年9月19日（木）

会長に森弘子議員、副会長に野中昭一議員を選任した後、提出された審査請求書の内容を確認した。

高等裁判所の判決内容を確認するため、関係者である横須賀議員、鬼怒川東部土地改良職員に裁判記録の提出を求めると共に、宇都宮地方裁判所に裁判記録の交付を申請することとした。

◆ 第2回審査会 令和6年10月24日（木）

裁判記録の確認のための勉強会という位置づけで、非公開として開催。

横須賀議員、鬼怒川東部土地改良区職員からは、裁判記録の提出がなかった。

宇都宮地方裁判所から高等裁判所の判決文の写しが交付されたため、内容を確認した。

◆ 第3回審査会 令和6年11月5日（火）

対象議員である横須賀議員に出席を求め、事実確認を行った。

◆ 第4回審査会 令和6年11月18日（月）

審査結果や必要と認める措置について、委員の意見を取りまとめた。

◆ 第5回審査会 令和6年11月26日（火）

議長に提出する審査結果報告書の最終確認を行った。